

愛知環状鉄道橋りょう耐震対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市は、愛知環状鉄道線の輸送の安全を確保し、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を図るため、国並びに愛知県、瀬戸市、春日井市及び豊田市と協調し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号（以下、「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、愛知環状鉄道株式会社とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成25年3月30日号外国土交通省令第16号）において、補強工事の実施対象である橋りょうのうち、鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（令和7年3月31日国鉄都第172号、国鉄事第539号、国鉄施第256号）第20条第2項に基づき、地方自治体が指定する緊急輸送道路と交差又は並走する箇所について、緊急輸送道路の機能

維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に直接要した本工事費、附帯工事費（移転補償費を含まない。）とする。

2 補助対象事業であっても、鉄道施設総合安全対策事業費補助において、国が補助対象事業として採択しない事業は、交付の対象としないものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年度から令和10年度までの各年度とする。

(補助金の額)

第6条 岡崎市が交付する補助金の額は、補助対象経費の6分の1に20.3%を乗じて得た額以内の市長が認めた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、国の要綱に基づき国土交通大臣に提出した補助金交付申請書類の写し及び国の補助金交付決定通知の写し、その他国の要綱に基づき提出した書類等の写しを添付しなければならない。

3 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付申請をするにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、第7条による申請を取り下げようとするときは、前条の

通知を受領した日から起算して 30 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の申請)

第 10 条 補助対象事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の申請には、国の要綱に基づき国土交通大臣に提出した変更承認申請書類の写し及び国の承認書の写しを添付しなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第 11 条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の変更申請があったときは、これを審査のうえ、変更すべきものと認めたときは、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書(様式第 4 号)を補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了できないと見込まれる場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに状況報告書(様式第 5 号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項のほかにも市長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第 5 号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに規則第 10 条の規定による実績報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の 4 月 30 日までに年度終了実績報告書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、国の要綱に基づき国土交通大臣に提出した実績報告書類の写しを添付しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 15 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 8 号）により補助対象事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 補助対象事業者は、前条の規定による通知を受けた補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第 9 号）に必要な書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 18 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 19 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 取得財産等の得喪に関する書類
- (2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項に規定する帳簿等の保存期間は、財産処分制限期間を経過する日までの間とする。

(取得財産等の管理等)

第 20 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 規則第 20 条ただし書きに規定する市長が定める期間については、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して国土交通大臣が定める期間（国土交通省告示）に準ずるものとし、

補助対象事業者は、その期間を経過するまで市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号に規定する市長の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

3 補助対象事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(公共工事の品質確保の促進)

第 22 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施にあたり、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律 18 号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

(検査等)

第 23 条 市長は、補助対象事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、検査をすることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。